

平成23年 第13回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成23年11月2日(水)
開会 午後3時 閉会 午後4時40分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、米田敦弘
- 4 欠席委員名 水野孝典
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹
社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長 吉田誠
- 6 書 記 教育総務課長補佐 味田伸一
- 7 議 事
 - (1) 議案第54号 京丹後市立学校条例の一部改正について
 - (2) 議案第55号 京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について
 - (3) 議案第56号 京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について
 - (4) 議案第57号 京丹後市社会体育施設条例の一部改正について
 - (5) 議案第58号 京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について
 - (6) 議案第59号 京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について
 - (7) 議案第60号 京丹後市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
 - (8) 議案第61号 京丹後市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部改正について
 - (9) 議案第62号 京丹後市体育指導委員規則の一部改正について
 - (10) 議案第63号 京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
 - (11) 議案第64号 平成22年度教育委員会活動の点検及び評価報告書について
 - (12) 議案第65号 京丹後市総合文化祭に係る後援について
- 8 そ の 他
 - (1) 諸報告
 - ① 「後援」申請に係る10月期承認について(教育次長)
 - ② 来年度以降の加配配置について(教育理事)
 - (2) 各課報告
〈学校教育課〉
 - ① 学校再配置事業の取り組みについて
 - ② 就学前教育の充実について

- ③ 「まるごと京丹後食育の日」(2学期)の取り組みについて
- ④ バイオディーゼル燃料を使用した実証研究について
- ⑤ 11月行事予定について

〈社会教育課〉

- ① たからの杜プロジェクト「郷土偉人展」について
- ② 第26回国民文化祭・京都2011 小町ろまん短歌大会について

〈文化財保護課〉

- ① 京丹後伝説を旅する 歴史散策について

(3) その他

9 会 議 録 別添のとおり (全24頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成23年12月7日

委員長 小松 慶三

署名委員 文珠 清道

〔招集者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、米田敦弘

〔説明者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育総務課長 藤村信行、

学校教育課長 山根直樹、社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長 吉田誠

〔書記〕 教育総務課長補佐 味田伸一

〈小松委員長〉

まず、開会に先立ちまして、水野委員の方から欠席をする旨の申し出を受けておりますので、これを了解し、皆様にご報告をさせていただきます。

それでは、ただ今から「平成23年 第13回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

まず、教育委員長の動静をご報告させていただきます。10月6日、管内研修ということで、峰山小学校、久美浜中学校を見学させていただき、懇談をさせていただきました。非常に有意義な時間を過ごさせていただきました。また、13日には、近畿市町村教育委員研修大会に参加させていただきました。ご参加いただき誠にありがとうございました。そうした中、小中一貫の取り組みでありますとか、子どもたちの様子を見せていただきまして、これもまた有意義な時間を過ごさせていただきました。これから小中一貫の取り組みに弾みをつけていきたいなと思っております。また、10月22日には、市内小学校駅伝競走大会に行きました。子どもたちが少なくて参加できない学校もございましたけれども、やはり皆さんが参加できる体制でやっていければいいなと思います。また、子どもたちが多い学校では色々な形のチーム編成をしていただき、頑張っている姿を応援させていただきました。また、10月29日には、小町ろまん短歌大会の打合せ会、交流会、そして翌日の国民文化祭の小町ろまん短歌大会に、教育委員の皆様におかれましては、ご参加いただきまして誠にありがとうございました。今後とも色々な形で皆様にご足労をお願いすることがあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に米田教育長から第12回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に教育長報告をお願いいたします。

〈米田教育長〉

皆様ご苦労様です。

早くも11月になってしまいました。文化的な行事とか体育的な行事が続きまして、教育委員さん方にも大変お忙しくしていただいております。今委員長の報告にもありましたけれども、先日の国民文化祭小町ろまん大会では大変お世話になりました。この取り組みも教育委員会、特に社会教育課が中心になりながら取り組んできたわけですが、京丹後市すべての小中学校からの応募があり、多くの小中学生が入選、入賞もしてくれました。学校奨励賞も、小・中・高とそれぞれ全国で10校ずつあるんですけども、10校のうち小学校が5校、中学校が3校を占めるという快挙もしてくれております。今後、短

歌や古典の文化に親しむ機会にしていけたらと思っております。

学校再配置では、三津小・島津小の学校再配置が一応目処がつきまして、正式手続きに入るわけですが、平成25年度に統廃合する学校の様子について、簡単に説明させていただきます。まず、田村・神野・湊小が平成25年度ですけれども、10月19日に関係者会議を持ちました。正式な手続きに入らせてもらいたい旨を伝えたわけですけれども、再度、区の方にもう一度確認の意味で説明をする機会を持ちたいということもありました。最終決定にはなっておりませんが、反対の意見はなかったというふうに感じております。同じく25年度に予定しております久美浜・高龍中学校の再配置については、本日、久美浜区長幹事会が夜開催されます。今までかなりの説明の場所をもってきましたし、理解を求める努力もしてきました。9月議会で上程したかった補正予算も少しでも理解を求めてからということで、10月25日の臨時議会まで伸ばしてきた経過がございます。神野小学校、高龍中学校に関わります実施計画等建築申請、その関係の費用合わせて約3,200万円を可決していただきました。そうした状況も踏まえまして、今日の久美浜区長幹事会では、学校づくりの準備協議会をぜひ設置してほしいということを依頼しようと思っております。

それでは、動静について報告いたします。

「平成23年10月6日～11月1日動静表」朗読説明

<小松委員長>

ただいまの教育長報告について、ご質問等ありましたらお願いします。

次に会議録の承認を行います。第12回の署名委員は水野委員です。会議録については、お手元に送付しております。原案のとおり承認してよろしいですか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

原案どおり承認いたします。

<小松委員長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

文珠委員を指名しますのでお願いします。

<小松委員長>

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

議案第54号、第55号、第56号の3議案は、条例の改正に基づく規則改正でありお互いに関連しますので一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

〈小松委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第54号「京丹後市立学校条例の一部改正について」、議案第55号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」、議案第56号「京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について」の3議案を一括議題とします。

米田教育長から提案説明をお願いします。

〈米田教育長〉

教育次長の方から説明をいたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第54号「京丹後市立学校条例の一部改正について」説明させていただきます。京丹後市学校再配置計画に基づく島津小学校と三津小学校の再配置につきまして、7月20日に島津小学校・三津小学校再配置準備協議会が発足し協議を進めてきておりましたが、10月13日の第4回準備協議会において、再配置の時期を平成24年4月とすること、学校名は島津小学校にすることが確認されておりますので、これを踏まえ再配置計画どおり、島津小学校と三津小学校の再配置を平成24年4月に行うため、市立学校の設置を規定しております京丹後市立学校条例の一部を改正するものでございます。

改正文の内容について説明させていただきます。別表におきまして、学校の名称と位置を規定しておりますが、京丹後市立三津小学校の項を削除するものです。施行期日については、附則で平成24年4月1日からとさせていただきます。なお、本議案につきましては、承認をいただきましたら、12月議会に上程させていただくこととしていますので、以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

続きまして、議案第55号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」説明させていただきます。前議案で提案させていただきました、島津小学校と三津小学校の再配置に伴い、学校通学区域の見直しが必要となりましたので、通学区域を規定しております規則の一部を改正するものでございます。

改正文の内容について説明させていただきます。別表中番号13の三津小学校を削除し、番号12の島津小学校の通学区に三津区と遊区を加えること、番号32の網野中学校の通学区から三津小学校を削除すること、番号13の三津小学校を削除しましたことにより、以下の項を一項ずつ繰り上げるものです。施行期日については、学校条例の改正に合わせ、附則で平成24年4月1日からとさせていただきます。以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

続きまして、議案第56号「京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について」説明させていただきます。議案第54号で提案させていただきました、島津小学校と三津小学校の再配置に伴い、本市立の学校の児童及び生徒の給食の業務を共同処理しております、学校給食センターの管理運営に関し、必要なことを定めております条例施行規則のうち、対象校のみの直しが必要になりますので、一部を改正させていただくものです。

改正文の内容について説明させていただきます。第2条中、第5号の京丹後市立三津小学校を削除し、以下の号を繰り上げるものでございます。施行期日については、学校条例の改正に合わせ、附則で平成24年4月1日からとさせていただきます。以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

〈小松委員長〉

ただ今、条例並びに規則の一部改正につきまして、3議案の説明をいただきました。

まず、議案第54号「京丹後市立学校条例の一部改正について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

ございませんか。

すでに検討させていただいた上での条例の部分の改正です。

それでは次に、議案第55号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈文珠委員〉

ご提案の通学区域の一部改正は、再配置に伴う改正ですね。それに関連しまして、質問させていただきます。通学が広範囲になるということで、バスとかは考えられるのでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

三津小学校の再配置に伴いまして、三津小学校区の子どもたちの通学については、スクールバスを予定しております。

〈文珠委員〉

遊区も。

〈吉岡教育次長〉

はい、含めてです。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

それでは次に、議案第56号「京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

それでは全体を通して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第54号「京丹後市立学校条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第55号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第56号「京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第57号、第58号の2議案は、条例と施行規則を併せて一部改正する議案でありますので、一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

ご異議なしと認めます。よって議案第57号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」、議案第58号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

米田教育長から提案説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても、さきほどの議案と関連しますが、教育次長の方から説明をいたします。

<吉岡教育次長>

議案第57号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」説明させていただきます。議案第54号で提案させていただき、承認いただきました島津小学校と三津小学校の再配置に伴い、廃止となります三津小学校の施設について、施設全体の跡利用につきましては、島津小学校・三津小学校再配置準備協議会で現在協議を行っておりますが、まだ利用方針等の全体的なことについては決まっておりませんので、引き続き検討していくこととしておりますが、体育館、グラウンドにつきましては、地元・市からの利用希望を受け、社会体育施設として設置するというところでございます。なお、管理については、地元協議をさせていただいてい

るところですが、地元区への委託を検討しているところです。

改正文の内容について説明させていただきます。第2条で社会体育施設の名称と位置を規定しておりますが、京丹後市三津体育館及び京丹後市三津グラウンドを追加するものでございます。位置は、京丹後市網野町三津27番地とします。別表で使用料を規定しておりますが、第10項に京丹後市三津体育館を、第11項に京丹後市三津グラウンドを追加し、これに伴い第10項以降を2項ずつ繰り下げるものです。使用料の額につきましては、現在の学校施設での使用料と同額とし、三津グラウンドは夜間照明がないため、夜間の使用は規定しないこととします。施行期日については、附則で平成24年4月1日からとさせていただきます。なお、承認いただきましたら12月議会に上程させていただくこととしております。以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

続きまして、議案第58号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」説明させていただきます。前議案で提案させていただきました社会体育施設の追加の条例改正に伴い、条例の施行に対し必要な事項を定めております施行規則の一部を改正するものでございます。改正内容は、施行規則で定めております社会体育施設の利用時間に京丹後市三津体育館と京丹後市三津グラウンドを追加するものです。

改正文の内容について説明させていただきます。第3条で利用時間を規定しておりますが、第10号に京丹後市三津体育館は午前8時30分から午後10時まで、第11号に京丹後市三津グラウンドは午前8時30分から日没までを追加し、第10号以降を2項ずつ繰り下げるものでございます。なお、利用時間につきましては、他の公共施設と同じ時間とさせていただきます。施行期日については、附則で平成24年4月1日からとさせていただきます。以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

<小松委員長>

ただ今、条例並びに施行規則の一部改正につきまして、2議案の説明をいただきました。

まず、議案第57号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

今まではこういうのは使っておられたり、貸しておられたりするんですか。地域としてまったく使えない状況ですか。

<吉岡教育次長>

次の議案にも関係するんですけれども、学校体育施設を社会教育として使うという条例が別にありますので、そちらの方で使っていただくということになります。今度は学校が廃止になりますので、社会体育施設としての設置の形にとらせていただきたいと思います。

<森委員>

その場合、例えば三津の地域で行事なんかをする時は、社会体育施設になるので使用料がいるということですか。今までも地域で使うということはなかったんですか。

<安達社会教育課長>

学校体育施設の開放という条例もありますので、地元で使う場合につきましては、学校の許可を得てから使っていたということでございますし、今度社会体育施設になった場合、当然、体育施設でございますけれども、地元の方があまり色んなことに使うということにつきましては、やはりそれは受けて、そして利用料はいただくことになると思います。

<小松委員長>

従前は、使用料というものは、学校施設の備品についても利用料をもらっているんですか。

<吉岡教育次長>

ここの三津だけではなくて、市内の学校施設を社会体育等に使っている場合は利用料はいただいております。

<小松委員長>

ということは、その部分についての負担増は、新たに発生するものではないということですか。

<吉岡教育次長>

ただ、公共的な事業に使うような場合は、減免をさせていただく形をとっております。例えば、公民館が事業に使うような時には減免を適用させていただいている場合もあります。

<小松委員長>

それは従前もですし、今後もですか。

<吉岡教育次長>

はい、そうです。

<小松委員長>

他にご意見はございませんか。

<文珠委員>

用具の使用等は、これに含まれるんですか。

<安達社会教育課長>

例えば、バレーボールなどする場合、施設にあるものについては使っていただいて結構ということで、この中に含まれていると理解していただいたらいいと思います。

<文珠委員>

この管理というのは、どういうふうになっているんですか。学校であれば学校が管理することになるのですか。

<吉岡教育次長>

先ほど少し説明させていただきましたが、管理については今地元区と協議をしております、教育委員会の方の考えとしては、できれば地元区の方に管理を受けていただけないかなというふうに話をさせていただいております。一昨年、再配置になって竹野小学校が廃止になったんですが、竹野小学校のグラウンドも地元区の方に委託をさせていただいております。

<小松委員長>

他にございませんか。

それでは次に、議案第58号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

それでは全体を通して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第57号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第58号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第59号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これも、今までと関連議案です。教育次長の方から説明をさせていただきます。

<吉岡教育次長>

議案第59号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」説明させていただきます。議案第54号で提案させていただきました島津小学校と三津小学校の再配置に伴い、三津小学校が廃止となりましたので、学校体育施設等を社会体育活動等のために利用することに関し、必要な事項を定めております条例の規定から三津小学校を削除するための一部改正を行うものです。

改正文の内容につきまして説明させていただきます。別表の備考中に三津小学校が掲載されておりますので、これを削除するものでございます。施行期日については、附則で平成24年4月1日からとさせていただきます。なお、承認をいただきましたら12月議会の方に上程させていただくことにします。以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

<小松委員長>

議案第59号をご説明いただきました。
ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<文珠委員>

先ほどの質問の続きでありますけれども、学校体育館の施設か社会施設であるかというところでいくと、体育館の施設はそうなんですけれども、先ほど言った用具等の学校備品はどういうふうな位置づけになるのでしょうか。

<安達社会教育課長>

学校備品の位置づけと言われますと、現在の学校の備品ということでしょうか。それとも今回、三津小学校の備品ということでしょうか。

<文珠委員>

今、三津小学校で使っている学校備品です。

<安達社会教育課長>

竹野小学校の例にもよりますけれども、他の学校でいりそうな物についてはそちらの学校の方にすべて分けるといいますか、配分ということですし、残った物につきましては社会体育施設の備品として使うというわけですが、それについては自由に使っていて結構ですし、その分についての使用料については施設利用料に含まれているということになります。

<小松委員長>

例えば学校の通常の備品なんかは、当然島津小学校の方に移るという考え方でいいのでしょうか。例えば、バレーボールのボールや色んな備品などの納品的な物は移るのか。その管理はバレーボール1個が、例えば島津小学校に行ったら、今度は社会施設としては何もなくなくなるのかなという、素人的な考え方があるんですけれども、それは社会施設として地域で買うのか、そういうあたりはどうなんですかね。

<吉岡教育次長>

今お話に出ましたボール等は、学校教育で実際使っている物については、移せる物は移

したいと考えていますが、ただ、地元区との協議の中で、地元区でもどうしてもこの物については置いておいてほしいという物があった場合については、それは話し合いの中で決めさせていただきたいと思っております。バレーボールの例にいたしましても、ボールは持っていかも分かりませんが、支柱とかそういうものは島津小学校にもありますから、わざわざ持って行く必要がありませんので置いておくだらうと思っておりますし、そういうものによって協議をさせていただいて決める形になると思っております。

<小松委員長>

竹野小学校についてもその形で。

<吉岡教育次長>

はい、そうですね。

<文珠委員>

今体育館の用具、設備等の話が出ましたので、関連の質問なんですが、学校が再配置される場合、三津小学校がなくなるわけですが、当然昔から色々な備品があるわけですよ。掛け軸だとか額だとか実際色々な物があるかと思っております。そういうふうな物をちゃんと保存・管理していかなければならないと思うわけですが、そういったどちらが管理するのか、どちらの備品とするのか、ちゃんとそれらができて引き継がれていけるように住民会の方で十分練っていただきたいというのは、ひとつ要望を出させていただきたいというふうに思っています。

<吉岡教育次長>

一応、学校備品につきましては、備品台帳がありますので一定の整理はさせていただいているんですが、今言いましたそういうものについては、まだ学校の体育館とグラウンドについては今度社会体育施設として使いたいということは決まっていますが、校舎の分についてはまだ決まっていないので、これから協議の中で決めていきたいと思っております。ただ、放置をするという形にはなりませんので、備品については一定の整理をして、必要なものは他の学校に移す、三津小学校に置いておかなければならないものについては、そのまま置いておくという整理も必要だらうと思っております。

<森委員>

初歩的な質問かもしれないんですが、この備考欄に書いてある学校名がありますね、これ全小学校とかではないんですが、他の施設としては貸してないというふうにしたらいいんでしょうか。

<安達社会教育課長>

ここに備考に書いてあります学校名につきましては、体育館等の施設が非常に狭いということで、料金は半額になるという整理をしています。

<小松委員長>

他にご意見ございませんか。

それではお諮りをいたします。議案第59号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第60号、第61号の2議案は、条例と施行規則を併せて一部改正する議案でありますので、一括議題としたいと思いますがお異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第60号「京丹後市スポーツ振興審議会条例の一部改正について」、議案第61号「京丹後市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

米田教育長から提案説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から説明をいたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第60号「京丹後市スポーツ振興審議会条例の一部改正について」説明させていただきます。国におきまして、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法が議員立法により、全文改正されましてスポーツ基本法として、本年6月24日に交付、8月24日に施行されております。この法律は、スポーツ振興法の制定から50年が経過し、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中、スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力等を明らかにするとともにスポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現、及び国際社会の調和ある発展を寄与することを目的としております。改正前の法律の規定では、市町村にスポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関をおくことができるとされておりまして、この審議会をスポーツ振興審議会等としていましたが、改正後の法律の規定では、市町村に地方スポーツ推進計画その他のスポーツに関する重要事項を調査・審議させるため、条例に定めるところにより審議会その他の合議制の機関をおくことができるとされておりまして、この審議会をスポーツ推進審議会等としておりまして、これに併せて条例の審議会の名称等を改正するものです。

改正文の内容につきまして説明させていただきます。題名、及び第1条、第2条において、国の法律の条文規定がスポーツ振興からスポーツ推進に改正になっていることから、同様の改

正を行いたいと思います。第1条中に国の法律の引用部分がありますが、改正後の法律の名称等に改正を行いたいと思います。施行期日につきましては、附則で平成24年4月1日からとさせていただきます。承認をいただきましたら12月議会の方に上程させていただくことにします。

条例の改正とは直接関係ないんですが、法律改正に伴うものとして、若干補足として説明させていただきます。後ほどの議案等にも関係してきますが、今回の法律改正の中で従来から教育委員会が委嘱を行っております体育指導委員は、スポーツ推進委員に改正になっておりますので、関係する規則等についても同様に改正する予定としております。また、教育委員会が平成20年3月に策定しました京丹後市スポーツ振興計画については、計画の中で5年を目途に見直しを予定しておりますので、その際に法律改正の趣旨を踏まえ、この振興計画の名称変更等についても見直しを行いたいというふうに考えております。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議案第61号「京丹後市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部改正について」説明させていただきます。改正内容につきましては、前議案の改正と同様の理由により、題名と第1条中スポーツ振興をスポーツ推進に改めるものです。施行期日につきましては、附則で平成24年4月1日からとさせていただきます。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

<小松委員長>

ただ今、条例並びに施行規則の一部改正につきまして、2議案の説明をいただきました。

まず、議案第60号「京丹後市スポーツ振興審議会条例の一部改正について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

次に、議案第61号「京丹後市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部改正について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

それでは全体を通して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第60号「京丹後市スポーツ振興審議会条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第61号「京丹後市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第62号、第63号の2議案は、改正内容がお互いに関連しますので一括議題としたいと思いますがお異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第62号「京丹後市体育指導委員規則の一部改正について」、議案第63号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

米田教育長から提案説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この両議案につきましても、教育次長の方から提案いたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第62号「京丹後市体育指導委員規則の一部改正について」説明させていただきます。議案第60号でも少し触れさせていただきましたが、体育指導委員を定めておりますスポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたこと、また条文の中で体育指導委員がスポーツ推進委員に改正されたことから、本規則においても関係する部分を改正するものでございます。

改正文の内容につきまして説明させていただきます。題名及び条文中の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、第1条中の法律の引用部分、第2条中の「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に、「スポーツ振興」を「スポーツ推進」に改めるものでございます。施行期日につきましては、附則で平成24年4月1日からとさせていただきます。なお、体育指導委員は、非常勤特別職であるため京丹後市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の中に体育指導委員の規程がありますが、この改正については市長部局で行うこととなりますことを附則をさせていただいております。以上、ご審議の程よろしく願います。

続きまして、議案第63号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」説明させていただきます。改正内容は、議案第60号の京丹後市スポーツ振興審議会条例の一部改正において、「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改正する承認をいただきましたので、教育委員会事務局の組織に関し必要な事項を定める、京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するものでございます。改正文の内容につきましては、第3条第3号社会教育課 イ 社会体育係の事務分掌、(ア)「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改めるものでございます。施行期日につきましては、附則で平成24年4月1日からとさせていただきます。以上、ご審議の程よろしく願います。

<小松委員長>

ただ今、規則の一部改正 2 議案について説明をいただきました。

まず、議案第 6 2 号「京丹後市体育指導委員規則の一部改正について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

次に、議案第 6 3 号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

それでは全体を通して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第 6 2 号「京丹後市体育指導委員規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次に議案第 6 3 号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第 6 4 号「平成 2 2 年度教育委員会活動の点検及び評価報告書について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この議案につきましても、教育次長の方から提案いたします。

<吉岡教育次長>

議案第 6 4 号「平成 2 2 年度教育委員会活動の点検及び評価報告書について」説明させていただきます。分厚い資料がいていると思いますので、最初の方をご覧いただきたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条第 1 項に規定によりまして、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評

価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと定められているため、この報告書を作成するものでございます。また、同条第2項において、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするのが規定されており、今回においても大学の2名の先生の意見を付けさせていただいております。

内容に関しましては、目次にありますように、自己点検・評価について、教育に関する学識経験者の意見、続けてⅠ教育委員会の活動状況、Ⅱ施策の点検・評価総括表、Ⅲ平成22年度事務事業評価調書等の構成となっております。自己点検・評価については、平成22年度の教育活動をふりかかってを記載しております。平成22年度の教育関係のトピックスとして、世界ジオパークネットワークへの加盟、全国都道府県対抗男子駅伝大会に2人の中学生が出場したこと等を記載しております。教育行政のうち、学校関係では耐震化計画、再配置基本計画の策定、教育改革構想の取り組み、学校ICT環境整備の推進、不登校対策支援室「絆」の設置、網野北小学校のグラウンドの芝生化の取り組みを記載しております。社会教育の分野では、学校支援地域本部事業の拡大、公民館のあり方について社会教育委員会議の答申を受け、本格的な検討を始めたこと、また、過日実施しました国民文化祭「小町ろまん短歌大会」に向け、各種の講座を実施したこと等を記載しております。文化財保護関係では、本年度追加しておきました銚子山古墳の準備の測量調査や松山遺跡の発掘調査を実施したこと、また市史編纂事業で、「丹後震災救護史料集」の発刊、資料館での各種展示を行ったことを記載させていただいております。まとめとしまして、本市の懸案となっております課題解消に向け、本格的に取り組むを進めるとともに、教育の充実・発展に向けさまざまな教育活動を実践してきたというふうに書かせていただいております。

10ページの教育に関する学識経験者の意見では、昨年もお世話になりました立命館大学の長野先生と、玉川大学の寺本先生の意見を付けさせていただいております。長野先生からは、序論の中で原発問題に触れるとともに、教育方針や先見的な学校教育改革構想に生かされていることに敬意を表することとされています。また、本論では教育委員会の基本方針の中で、学校教育改革構想は教育委員会の基本姿勢がうかがえる。市民の信託に応えるため、各種の計画等を提示し、地域社会の変化に対応した教育行政を推進するとともに社会教育、文化・スポーツ振興、文化財保護等において、国文祭を視座に入れて幅広く効率的に実施していると評価いただいております。教育委員会の開催状況では、取り組みの評価がある一方、委員会として学校や地域の訪問、市民・保護者・教職員との対応を望むとされています。学校再配置では、真摯な取り組みを評価する一方、学校施設の防災拠点化、跡地活用等、再生化対策等の具体的な取り組みを求められています。学校評価では、よく整理はされているが、具体性を欠くあいまい表現が散見すること、取り組みがやや画一的で実践が外部評価者には見えにくい。各学校の特色ある取り組みについて、目に見える自己評価を期待したいとされています。学校教育活動では、各種の方針施策を具現するには、個々の教職員の意識改革にかかっている。そのためにも、有効な研修をどう組織するか、研究会等新しく体系化して教育の実践・検証の研修システムを構築することが求められるとされています。社会教育活動では、諸事業の喫緊の地域課題や住民のニーズ等に配慮した内容を重視し、参加型運営に留意し、前例踏襲やマンネリ化を克服することが大切であるとされています。総括としまして、報告書・資料等は分かりやすく、先見のある改革方針と広域の市域を事業運営は高く評価できる。学校教育課改革を推進し、子どもの

育ちと指導の一貫性を目指し、生涯学習の樹立・体系化して、全国に発信する「京丹後の教育」の具現を期待しているとまとめられています。

次に、寺本先生からは、序論の中で京丹後市の地域性と現代社会の急速な変化に対応した教育施策が次々と検討され、実施に向けて動き出していることに敬意を表したいとされています。本論、教育委員会の開催状況等では、新たな議案を着実に審議している一方、条例改正や人事議案、報告事項等が依然として多いことが指摘されています。年度末には、自己点検と次年度に向けた課題の明確化を実際の審議事項として会議案件に取り入れたらいかがだろうかとされています。学校再配置検討状況等では、慎重に学校再配置計画が検討され取り組まれているが、学校跡地施設の活用についてはやや漠然としており、公民館の整理統合と合わせ、さらなる検討が望まれるとされています。事務事業及び学校評価では、事務事業に関しては良い評価をいただいておりますが、学校評価に関しては、学校間の取り組みの差、意識の差が改善されつつあること、記述もより具体的に改善されている。学校ごとで短期経営目標の実現に向けて努力を傾ける一方、全幼・小・中学校が一定の教育水準を確保することにより、一層の共通意識を図る必要があるというふうにされています。その他では、執行率については評価をいただいておりますが、あえて現状維持を前提としないで縮小や統合への英断も見せてほしいとされております。社会教育活動、文化財保護行政、社会体育等では、公民館維持のための経費削減と集落共同体の維持とを矛盾しないで進めていく必要がある。公民館と学校校舎を住民学習施設として同一の範疇に入れながら、統廃合する案も検討できないかとされています。短歌の取り組みについても、学校教育の場において導入してはどうかというようなご提案もいただいております。文化財保護においては、松山遺跡の発掘、「丹後震災救護史料集」の発刊などが評価を受けております。総括としまして、学校教育改革構想の中で示されている自尊感情低下の課題として問題の解消には教員の指導力量のさらなる向上が不可欠であり、現職教育の充実策をさらに練ってほしいとされています。総合評価として、教育委員会活動として、適切な事業運営に努めていると評価いただいております一方、学校教育では中学校で不登校の出現率が高いことが危惧されることから、小中一貫教育が構想されているようだが、小中間の教員交流や指導力を磨くための研修強化に加え、小6と中1の2学年に焦点を絞った共通フォーマットの作成と活用による診断的評価が望まれるとされています。

なお、以下の資料の説明は省略をさせていただきます。以上でございます。

<小松委員長>

議案第64号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<藤村教育総務課長>

1点訂正をお願いします。表紙をめくっていただいたところに何行か文章があるんですが、その7行目の中段以降、「平成21年度」とありますが、「平成22年度」にご訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

<小松委員長>

それでは、訂正をお願いします。

<米田教育長>

この取り組みが始まってからなので、21年から3年間ということ、21年に始まったということは、20年の教育行政について見てもらっているということですね。

教育委員会のあり方にしろ、学校全体の課題にしろ、端的にこちらでも説明したいと思う面もあるんですけども、文書だけの表現ですのでやむを得ないと思いますが、厳しく見ておられるなと思っております。

<小松委員長>

我々としては、この総括されたことに対して次にどのように向かっていただけるのか、そこが一番肝心なところで、例えば、玉川大学の寺本先生が一番最後のところで、現職教育の充実策をさらに練ってほしい、また、小6・中1の問題をどう解決していくのか、やっぱり信頼的な評価をしてくれる、それと提案に対して今後どういう対処の仕方をやっていっていただけるのかなというのが次の評価の時に期待したいなと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

<米田教育長>

やっぱりこれを見ながら、せっかく評価してもらっているんで、先ほど委員長が言われたように、どこが評価されているか、どこを指摘されているのかということ整理しながら、それを事業の中につぎ込んでいくとか、改善していくかということについてははいかねいといけないと思います。

<吉岡教育次長>

12月議会でこれを出していますので、議員さんも読まれると思います。今、委員長が言われたようなことについてもまた指摘が起きてくるのかなと思います。

<小松委員長>

おそらくそこが一番聞きやすいことという気がします。

<吉岡教育次長>

私も読ませていただいたんですけども、教育委員会の事務局の方がしている、例えば学校再配置とかそういうことの業務については、先生方も分かっておられて大変苦勞してやっているんだなという評価をいただいている分があるんですが、先ほどから説明させていただいたように、教員の方の教育力の向上については、どちらの先生についても言及されていて、これは少し今後の課題として取り組みを強化していかなければならない分ではないかなと思います。実際、今言っているんですが、なかなかそれが見える形でできていないという評価を受けている分がありますので、もう少しこれはやっていかなければならないかなというふうに思っております。今、小中一貫の関係で取り組みをしていただいているので、それがいいきっかけになるかなと思っております。

<米田教育長>

<吉岡教育次長>

理事の方でこんな取り組みをしているという紹介できることがあったらしていただけま

せんか。

<木本教育理事>

授業実践力開発講座が本市の取り組みの目玉になっておりますし、あとは府がやっておりますセンター研修が昨年からですけれども、個々の先生のライフステージに合わせて研修を組んでおります。以前は自主的だったんですけれども、センターの方から「あなたはこの講座を受講されました」と、今年度はその何年間かで単位を取りましようっていうのは、自己診断というか履歴が来ておまして、それに基づいて現職教育を進めようというふうに府の方でやっています。そういう両輪で市と府とやっているというのが現状です。

新たに授業実践力開発講座については、中学校をどう巻き込むかなというのが課題になっております。

<竹本教育理事>

今ありましたように、小学校の若手教員を対象に兵庫教育大学の教授の先生に来ていただきまして、授業実践力開発講座というのを年7回開いております。今、本市の小学校教員のかなりの数はこの講座の修了ということで、力をつけてきたと考えておりますが、今の木本理事が申しあげましたように、次は中学校の教員についてもこの講座に何とか参加をすることで、さらに一層授業力をつけていこうということ、まだ構想段階ですけれども少し考えておまして、今、具体的に兵庫教育大学でお世話になっております教授の先生にどういった講座の中身にすると、そういうことが可能になるかということ、具体的に今ご相談させていただいている最中でして、また具体的な構想が出来上がりましたらご報告をさせていただけるのではないかと考えております。

<小松委員長>

具体的にこうポツとできるような、それに越したことはないんですが。ただ、その一歩一歩の足跡だけはきちんと残るように、話だけはしていただきたいなと思います。

<後藤総括指導主事>

過日、京丹後市で学力向上の各校長さんにヒアリングをしたんですけれども、その中では各学校の方で色々と、理事の方が良く知っているんですけれども、講師が80人いたり、初任者が多かったり、そこを何とか底上げするというので、校内のほうで研修会を頑張らせてやってくれているところもありますし、京丹後の方では、学校の取り組みを学力充実のためにやっていただいております。過日の校園長会でも、府の学力診断テストを出しながら、各学校で経年変化をして、どんなところに躓いている。それから、行事がやっぱり4月とか5月、さらに中学校は、小学校もですけれども、9月に色んな行事が、やっぱりそのこの教科が手薄になっているということで、過日のヒアリングでは、各校長に弱いところをもう少し週案なんかで、教員がそこに気づくように、最初の研修会では皆ここが気をつけないといけないと、ついつい変わりますので、そこを管理職がやっぱりここここをていねいにやってくれとかいう進行計画ですか、そのあたりではかなり意識的に管理職も学校の中で懸念してくれているんですけれども。そういう部分で小学校の学力については、上向きになっていきますけれども。

<小松委員長>

そのあたりを見える形にするのが一番大事だと思いますので、分析をして評価しましたということだけでは、それからどうしたんだという話が絶対出てくるはずですので、そのあたりの評価をきちっと考える力を付けていただきたいというふうに思います。

<森委員>

立命館大学の長野先生の教育委員会開催状況のところを見せてもらった時に、痛いところを衝かれるんだなと思って見せてもらったんですけども、委員会として学校や校下地域を訪問し、今年はこの前中学校、小学校に行かせてもらって見せてもらっていたんですけども、ああやって訪問させてもらうことで色々分かることもあるので、本当に行かせてもらうことは大事だなと思いました。

<米田教育長>

学校数が多いので、京丹後ではそういきませんが、市でも学校数が少ないところがあったり、町教委だったらなおさらで、すべての学校を回るということも他の教育委員会の中にはありますので、全ては回れませんけれどもこういった形で大規模、中規模、複式学級とか見る機会があれば一緒に行って勉強してみるということは大事だと思います。

<森委員>

今、複式の話が出たので、私も今度、複式の学校を見せてほしい。授業というものが全然分からないのでお願いしたいなと思います。

<文珠委員>

やっぱり注目するのは、教育委員会議の開催状況なんですけど、今、森委員さんが言われましたとおりでというふうに思います。提案と先生の中で、条例の改正や委員・人事委嘱や報告事項が依然として多いため、解決すべき課題に対し、実質的な審議に十分な時間が割かれていないのではと察していると書いてあります。そうではあるんですけど、感じているのは、どうしても定例委員会ですので議案として出されるわけですから、その議案というのは練って加えたものでありますので、それに対しての意見となるとどうしても、なかなかこの委員会としての意見のまとまりを作るものではないのではないかなという気がいたしております。例えば、学校教育どうしていくんだということに関して、議案として出される前に、委員会としてどういうふうに考えているのか議論していったらいいんだろうという場があってもいいのかなという気がしております。それを例えば、先ほど先生から色んな講座を説明いただいたんですが、それはやっぱり行政としての切り口でありますし、もしかしたら行政ではない、私たち委員としての切り口もあるのではないかなという気がいたします。そういう会議も本来持つべきではないかなと思います。それから、今年は特に話題に上がりました教科書選定のことですけれども、従前どおり教科書を見せていただいたわけなんですけれども、議案に入る前に、私たちとしてどういうふうにそれを点検、取り組んだのかということが、私たちにとって、もうひとつ不完全燃焼にもなるのではないかなという気がしております。やっぱりその辺りを十分に委員として納得した上で、今のままで良からうとか、もうちょっと変えたらどうかというような議論があってもいいんじゃないかなと思います。そういう場所があれば、委員会議の中で自己評価と

してのせていけるのではないかなと、そうすれば周りの人に、こういうことやっているんだなというイメージができるのではないかな気がいたします。そういう方向で進んでいけたらなというふうに思っています。

<文珠委員>

委員会として大きな、例えば再配置だとか公民館とかそういうのは大きなものであって、例えば今、学校は何が足りないのだろうという、何をしているのだろうという議論というのは、あまりされていないんですよ。

<米田教育長>

例えば、不登校についてどうかということでも真剣に意見を戦わしたというのも、あまりないです。

<文珠委員>

今回このテーマで議論してみましようとかそういうことがあれば、私もどういう思いで進んでいるのかということが分かりますし、また人に尋ねられた時も教育委員会こういうふうに頑張っていますよというふうに言えるんですけども、まだそこまでいっていないのかなという気がしております。

<小松委員長>

自尊感情低下の課題という提起がされていますので、その辺りはそれに対する対応はどうなんだという、教育委員会として検討したのかという辺りまで出てくるのではないかな。その辺り、ある一定段階まで検討する必要があるのかなと思います。

<米田教育長>

この自尊感情も今度、議会に出すまでにここで話す時間はないと思いますけれども、自尊感情のきちとした数字を調べたいと思いますし、それからもうひとつ、自尊感情になるかならないか別にして、地元を愛する気持ち、地域行事に参加したとか、これはよそに比べたら京丹後市は高いんです。ですから、その辺りともからめながら何か欠けているのか研究して、皆さんの力も借りなければならぬかなと思います。

<小松委員長>

他にご意見ございませんか。

<文珠委員>

各学校の自己評価ですけども、毎年同じようなことが言われているんですが、もうちょっと建設的というような言葉を学識経験者の意見として述べてほしい。

<米田教育長>

指導主事の方にも悩んでもらって、この項目をどうしたらいいのかということも、昨年も相当時間をかけてもらいました。この文章表現だけ見ると、明らかに、こんな表現はあまりよくないですけども、こっちの学校の方は気張って成果を上げているなと思う方が、

文章だけ見ると非常に、あまり取らないところが作文力が強いように見えて、前委員長も惚れ惚れされて、校長さんにお褒めの電話をかけられたということがあるんです。作文というのは、本当に難しいです。

<小松委員長>

文章力であって、文章を作るための時間だけが使われているというのでは困るので、今後そこではないのかなと。それよりもどう動いていたかということを見ていただく方がいいのかなと。

<文珠委員>

学校評価・自己評価方法なんですけれども、これは先生個人、学校がされている。その評価に対して、教育委員会の点検というか、意見というのが集約されるわけですか。この学校は自分でこれをいいことなんだよという評価している。だけど教育委員会の方は、違う評価になることもありえる。

<米田教育長>

気になることとかは、これに基づいてというわけではないんですけれども、毎年6月くらいに指導主事が全ての学校を訪問を、半日くらいかけてします。それでこう言ったりとかいう場面はあるんですが、この出した評価に基づいてどういう指導をいれるかというのは、余裕もないということもあって何もできていません。

<木本教育理事>

この評価を学校関係者評価委員さんに見ていただいて、学校の様子を知っている方がこれはもっとこうじゃないとか、ここはもっと突っ込んだ方がいいんじゃないとかいう評価をいただいているんです。それで学校関係者評価委員さんは見ておられます。それに対するコメントを今度これとは別様式であるんですが、それには関係者評価委員さんのご意見も書いてあります。この自己評価に対する評価が書いてあります。

<森委員>

先生が相対評価される先生があいまい表現とか、そういう意味ではよく分かる。書くほうの気持ちと評価してくださる先生のほうとか。

<小松委員長>

評価するほうはこういう具体的なことがあって、こういうふうに解釈してこうなったんですよという成果まで検討が非常に評価しやすいと思うんですけれども。

<森委員>

言うに言えないところがあると思います。

<木本教育理事>

学校関係者評価委員の会議では、書けない分についても詳しく口頭で言って、それに対する評価をもらっているんです。

<森委員>

その評価委員さんというのは、学校とよく交流されているというか。

<木本教育理事>

よくといっても5人ぐらいおられて、よく来られる方は月に1回くらい毎月のように来られますし、他の方は行事ごとに招待状を出して来ていただく。あとはふらっと途中にというぐらいですかね。

<小松委員長>

評議委員は

<木本教育理事>

評議委員さんと別の学校もあれば、同じダブっているところもあります。まちまちです。

<米田教育長>

教頭先生がどういう視点で、その人の力を借りようかという視点で、またこれも違うかなど。

<文珠委員>

公になるわけですからね。いいところと悪いところがあるので、やっぱり表に出せないというところのあたりは教育委員会で把握していただいてほしいです。

<小松委員長>

他にございませんか。

それではお諮りをいたします。議案第64号「平成22年度教育委員会活動の点検及び評価報告書について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第65号「京丹後市総合文化祭に係る後援について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても、教育次長の方から提案いたします。

<吉岡教育次長>

議案第65号「京丹後市総合文化祭に係る後援について」でございますが、この事業に

つきましては、京丹後市文化協会に関連する団体が一同に会し、日頃の練習の成果を発表する機会とすることで、地域の文化活動の振興と発展に寄与することを目的に開催されております。期日及び開場は、舞台芸能祭が平成24年3月11日に京都府丹後文化会館で、総合作品展が平成24年3月17日から18日に大宮社会体育館で予定されています。主催は京丹後市文化協会、申請は同協会会長の久保 幸司氏でございます。以上、講演議案についてよろしくお願いたします。

〈小松委員長〉

議案第65号をご説明いただきました。
ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

文化協会というのは、任意団体ですか。

〈吉岡教育次長〉

法人格は持っていません。

〈小松委員長〉

市の団体。

〈米田教育長〉

各町にあったものを文化協会が平成21年7月に合併して京丹後市というふうになって、ここにあります総合作品展もそういう意味で各町順番に回ろうかという計画をしておられるようです。

〈小松委員長〉

教育委員会、市からの助成等は。

〈吉岡教育次長〉

出しています。

〈文珠委員〉

昨年も3月にあったんですか。

〈吉岡教育次長〉

昨年も3月でしたね。芸能祭は文化会館で同じように、総合作品展は弥栄の体育館であったと思います。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

それではお諮りをいたします。議案第65号「京丹後市総合文化祭に係る後援について」

につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」申請に係る10月期承認について

〈教育理事〉

- ① 来年度以降の加配配置について

(2) 各課報告

〈学校教育課〉

- ① 学校再配置事業の取り組みについて
② 就学前教育の充実について
③ 「まるごと京丹後食育の日」(2学期)の取り組みについて
④ バイオディーゼル燃料を使用した実証研究について
⑤ 11月行事予定について

〈社会教育課〉

- ① たからの杜プロジェクト「郷土偉人展」について
② 第26回国民文化祭・京都2011 小町ろまん短歌大会について

〈文化財保護課〉

- ① 京丹後伝説を旅する 歴史散策について

〈小松委員長〉

以上で第13回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

〈閉会 午後4時40分〉

[12月定例会 平成23年 12月7日(水) 午後3時]